



2023年5月11日

各 位

会 社 名 文化シャッター株式会社
代表者名 代表取締役社長 小倉 博之
(コード：5930 東証プライム)
URL：<https://www.bunka-s.co.jp/>
問合せ先 人事総務部長 宮下 貴博
(TEL：03-5844-7200)

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、当社の株主（以下「提案株主」といいます。）より、2023年6月20日開催予定の第77期定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）における議案について株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面（以下「本株主提案書面」といいます。）を受領していましたが、本日開催の当社取締役会において、本株主提案について反対することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 提案株主 i からの本株主提案の内容等および当社取締役会意見

1. 提案株主 i

株主名：Nippon Active Value Fund plc

2. 上記株主からの本株主提案の内容等

(1) 議題

- ①自己株式取得の件
- ②社外取締役の員数に関する定款変更の件

(2) 議案の内容

「別紙1：提案株主 i からの本株主提案の内容」に記載のとおりです。
なお、「別紙1：提案株主 i からの本株主提案の内容」は、提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載したものです。

(3) 本株主提案に対する当社取締役会の意見

①自己株式取得の件

ア. 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

イ. 反対の理由

当社は、自己株式の取得を含め株主還元を大幅に強化することを、2021年度から2023年度における中期経営計画の主要テーマとしており、配当性向は35%を目安とすることを定めております。さらに、当社は、上記中期経営計画の3年間の平均で70%を超える総還元性向を計画しております。

また、当社は、自己株式の取得は経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とし、当社の資本効率の向上および株主還元の充実を図るために有効であると認識しており、2021年度および2022年度において総額120億円の自己株式の取得を行いました。

当社といたしましては、上記の通り株主還元の重要性を認識しておりますが、

自己株式の取得は上記中期経営計画における総還元性向を含む中長期的な経営戦略および資本政策ならびに実際の業績に基づき決定されるものであり、当社株式の取引の状況および株価を踏まえながら、適切な時期・金額を検討した上で実施するべきと考えております。当社定款第7条には、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式の取得を行うことができる旨を定めておりますので、自己株式の取得の実施については、機動的に取締役会にて審議を行い、検討していきたいと考えております。

したがって、**当社取締役会としては本株主提案に反対**いたします。

② 社外取締役の員数に関する定款変更の件

ア. 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

イ. 反対の理由

当社取締役会提案による取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者7名は、いずれも当社事業に精通した社内出身者であり、当社における各部門での職務経験等に基づく豊富かつ幅広い知識および高い専門性等を有しております。

また、監査等委員である取締役候補者5名のうち4名は当社から独立した社外者であり、法律の専門家である弁護士、他社における経営経験者等、それぞれが豊富な経験に裏付けされた幅広い知識と見識を有しており、取締役会における多様性や専門性に強みを発揮できる人材、経営管理、コンプライアンスの維持・向上に適した人材などのバランスを考慮したうえで構成されております。

当社は、当社が提案する取締役候補者から構成される当社取締役会が、十分な独立性が保たれているだけでなく、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上に向けた経営の執行を監督するにあたって、様々な視点から活発な議論が行われるなど、当社の経営環境や事業特性等に応じた多様性および専門性を併せ持つ最適な構成であると考えております。

一方で、本株主提案のような規定を定款に設けることは、かえって、取締役候補者の選択範囲を制限し、最適な取締役会の構成を維持する上での妨げとなる可能性もあると考えております。

したがって、**当社取締役会としては本株主提案に反対**いたします。

II. 提案株主 ii の本株主提案の内容等および当社取締役会意見

1. 提案株主 ii

株主名：INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP および株式会社ストラテジックキャピタル

2. 上記株主からの本株主提案の内容等

(1) 議題

- ① 剰余金処分の件
- ② 剰余金処分の件（大和ハウス株式の現物配当）
- ③ 総会の招集者及び議長に係る定款変更の件
- ④ 取締役会議長に係る定款変更の件
- ⑤ 取締役会長の廃止に係る定款変更の件
- ⑥ 代表権を有する取締役の個別報酬開示に係る定款変更の件

⑦代表権を有する取締役に対する業績連動報酬の計算方法の開示に係る定款変更の件

⑧豪州のM&Aに関する情報開示に係る定款変更の件

(2) 議案の内容

「別紙2：提案株主 ii からの本株主提案の内容」に記載のとおりです。

なお、「別紙2：提案株主 ii からの本株主提案の内容」は、提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載したものです。

(3) 本株主提案に対する当社取締役会の意見

①剰余金処分の件

ア. 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

イ. 反対の理由

当社の配当政策の基本的な考え方は、財務体質の強化と安定的な利益確保により、株主の皆様への安定配当を継続しつつ、当該事業年度の業績を勘案して配当額を決定することとしております。

当社は、自己株式の取得を含め株主還元を大幅に強化することを、2021年度から2023年度における中期経営計画の主要テーマとしており、配当性向は35%を目安とすることを定めております。さらに、当社は、上記中期経営計画の3年間の平均で70%を超える総還元性向を計画しており、2021年度および2022年度において総額120億円の自己株式の取得を行いました。

当社グループは、当社の経営理念のもと、ESG対応や人的資本の充実に努め、優れた品質で社会の発展に貢献することで全てのステークホルダーからの期待に応えなければならないと考えております。また、世界・国内情勢の急激な環境変化に速やかに対応し、持続的な安定成長のために財務基盤の安定維持と事業収益拡大のための投資は引き続き最重要課題と考えております。

本株主提案は2023年3月期における当期純利益の全額を配当することを内容とするものですが、このような配当を実施することは、中長期的な経営課題の達成に支障を来すおそれがあるとともに、株主の皆様に対する将来に亘る安定した株主還元を困難にする懸念を生じさせるものと考えております。

したがって、**当社取締役会は、本株主提案に反対**いたします。

②剰余金処分の件（大和ハウス株式の現物配当）

ア. 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

イ. 反対の理由

当社は、事業の拡大および持続的発展ならびに取引先との安定的な取引の維持・強化および業務提携の強化を図ることを目的として、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断された場合に政策保有株式を中長期的に保有してきました。また、毎年取締役会において中長期的な観点から保有することのメリットとリスクなどを踏まえ、個別銘柄ごとに配当金・関連取引利益等の関連収益が当社資本コストに見合っているかを検証したうえで、合理性および必要性の観点に基づき、保有の適否を判断しております。その検証の結果、保有の合理性または必要性が認められなくなったと判断される銘柄については売却を推し進め、保有株式の縮減を図る方針としております。当社は上記の方針に基づき、政策保有株式の縮減を進めており、政策保有株式残高の連結純資産に対する比率は2018年3月期の15.8%から2023年3月期の8.4%へと縮減を進めております。今後におきましても縮減を継続していく方針であります。

大和ハウス工業株式会社に関しましても、上記基準に基づき精査し、現時

点においては保有の合理性および必要性があると判断しておりますので、現物配当による剰余金処分の必要はないと考えております。

したがって、**当社取締役会は、本株主提案に反対**いたします。

③総会の招集者及び議長に係る定款変更の件

ア. 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

イ. 反対の理由

当社は、会長職について、社長経験者で当社事業経営に精通しており、かつ、業界において知名度が高く豊富な知見を有する者に委嘱することとしております。会長職については、業界団体等における対外的な活動が当社の企業価値や社会的評価の向上に資するものであるため、引き続き有用であると考えております。

また、当社グループは親会社である当社と国内外を含めた連結子会社から構成される企業グループであります。主として当社の事業の執行は社長が担当し、当社グループに係る経営全般を会長が担当することで意思決定の迅速化等、機動力の向上については企業価値の向上を図ることとしております。

これらを踏まえ、当社における最高の意思決定機関である株主総会については、代表取締役である会長が招集者および議長としてその役割を担うことが、当社グループ全体のガバナンスの実効性を高めると考えており、当社といたしましては、かかる仕組みを有する現在のガバナンス体制が最適であると認識しております。

なお、代表取締役会長潮崎敏彦氏は、1970年の入社以来、当社グループにおける多くの業務での幅広い経験を有しており、2007年の当社取締役就任以後は、主に本社管理部門およびグループ会社の業務執行を統括、2016年の代表取締役社長就任以後は、5か年の中期経営計画の実行を強力に牽引、そして2021年の代表取締役会長就任以後は、取締役会議長をはじめとして、当社グループ全体の経営に取り組むなど、取締役としての職責を果たしております。

現在は（一社）日本シャッター・ドア協会の会長も務め、防火設備、防災事業の普及・促進等、安全・安心に関わる社会的な事業活動の推進・向上を図っております。

このような理由から、同氏は今後も当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に必要な存在であると考えます。

したがって、**当社取締役会は、本株主提案に反対**いたします。

④取締役会議長に係る定款変更の件

ア. 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

イ. 反対の理由

当社の取締役会では社長経験者で当社事業経営に精通している代表取締役会長が議長を務め、取締役会構成員の3分の1を占める独立性の高い社外取締役による経営チェックや監督を受ける体制を採っております。

現在、当社取締役会では、社内重要案件や脱炭素、ESG等の多岐にわたる案件について社内外取締役による活発な議論が行われていると同時に、取締役会の議決権を有する監査等委員である取締役が監査・監督を行うことで取締役会における意思決定の透明性の向上等を図っております。また、取締役会の実効性評価結果からも現在の取締役会は十分に機能していると考えております。

当社における取締役会議長の役割は、単なる議事進行役ではなく、取締役会

において十分な議論を促進した上で、重要な意思決定を導くリーダーであると考えております。そのために、当社の事業経営等を十分に理解した上で、リーダーシップを発揮できる取締役が取締役会議長となるべきであると考えており、当社といたしましては、社長経験者で当社事業経営に精通している代表取締役会議長が取締役会議長を務める現在のガバナンス体制が最適であると認識しております。

一方で、本株主提案のような規定を定款に設けることは、取締役会議長を社外取締役のみに固定化するものであり、取締役会の機能発揮を含む当社のガバナンス体制の不断の検討・検証の中で、かえって、運用の硬直化をもたらす等の懸念も否定できないと考えております。

したがって、**当社取締役会は、本株主提案に反対**いたします。

⑤取締役会長の廃止に係る定款変更の件

ア. 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

イ. 反対の理由

当社は、会長職について、社長経験者で当社事業経営に精通しており、かつ、業界において知名度が高く豊富な知見を有する者に委嘱することとしております。会長職については、業界団体等における対外的な活動が当社の企業価値や社会的評価の向上に資するものであるため、引き続き有用であると考えております。

また、当社グループは親会社である当社と国内外を含めた連結子会社から構成される企業グループであります。主として当社の事業の執行は社長が担当し、当社グループに係る経営全般を会長が担当することで意思決定の迅速化等、機動力の向上ひいては企業価値の向上を図ることとしております。

当社グループの事業経営について、代表取締役会長は、昨今の事業環境の変化や中長期的な業績向上と企業価値増大への取り組み等に対し、これまでの経験・知見等を踏まえ、社長等の求めに応じて経営全般に対する助言を行うとともに、取締役会議長として取締役会における議論を活発化させる等の取締役会機能の強化に貢献しており、当社として会長職は重要な役割を有していると考えております。

したがって、**当社取締役会は、本株主提案に反対**いたします。

⑥代表権を有する取締役の個別報酬開示に係る定款変更の件

ア. 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

イ. 反対の理由

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、当社における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決定しております。

当社は、取締役の報酬に関する客観性および説明責任の強化を目的として、独立社外取締役を構成員の過半数とする指名・報酬委員会が、報酬の個別額および総額を事前に取締役会からの諮問に応じて審議をしたうえで、報酬の総額を答申し取締役会において決定しております。各取締役に対する具体的な月額報酬および役員賞与については、当社の業績等を勘案しつつ、指名・報酬委員会での審議結果を踏まえて決定するため、各取締役の個別額の決定を代表取締役潮崎敏彦氏、代表取締役小倉博之氏に一任しております。

また、開示につきましては、事業報告および有価証券報告書において、法令等に基づき、役員区分ごとの報酬総額、種類別の報酬総額および員数を適正に開示しており、株主の皆様による確認のために十分な開示を行っていると認識しております。

このように、当社取締役会としては、代表取締役を含む当社取締役の報酬等の決定手続に係るガバナンスは実効的に機能しておりその開示の方法も適切であることから、本株主提案に係る規定を定款に設けることは不要であると考えます。

したがって、**当社取締役会は、本株主提案に反対**いたします。

⑦代表権を有する取締役に対する業績連動報酬の計算方法の開示に係る定款変更の件

ア. 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

イ. 反対の理由

当社は、2022年5月12日開催の取締役会で決定しております当社における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針において、業績連動報酬に関する方針および非金銭報酬等に関する方針を定めております。

まず、業績連動報酬に関する方針において、業績連動報酬である役員賞与については、役員報酬総額のうち、外部専門機関の役員報酬調査データ等を参考に、報酬等の種類ごとの割合を踏まえ役員賞与総額基準額を設定し、収益性指標の達成度等により役員賞与総額を算出するとしておりますが、具体的には連結営業利益等の達成度により目標達成割合乗率を算出し、役員賞与総額基準額に目標達成割合乗率を乗じることで役員賞与総額を算出しております。

また、非金銭報酬等に関する方針において、業績連動型の株式報酬については、役員報酬総額のうち、各取締役に対し外部専門機関の役員報酬調査データ等を参考に、報酬等の種類ごとの割合を踏まえ役位ごとの固定ポイントならびに収益性指標および資本効率性指標の達成度等により算出される株式報酬付与ポイントを付与し、当該ポイントの数に応じた当社株式を支給するとしております。その上で、当社は、2022年6月21日開催の第76期定時株主総会におきまして、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動によるリスク・リターンを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として業績連動型株式報酬制度の導入をご承認していただきましたが、具体的には役位ごとの固定ポイントとROE等の達成度により目標達成割合乗率を算出し、役位ごとの基礎ポイントに目標達成割合乗率を乗じることで株式報酬付与ポイントを算出しております。

なお、当社は取締役の報酬に関する客観性および説明責任の強化を目的として、独立社外取締役を構成員の過半数とする指名・報酬委員会が、報酬の個別額および総額を事前に取締役会からの諮問に応じて審議をしたうえで、報酬の総額を答申し、取締役会において決定しております。

このように、当社取締役会としては、業績連動報酬である役員賞与および株式報酬の決定手続は適正であり、その算定方法についても株主の皆様による確認のために十分な開示を行っていると考えており、本株主提案に係る規定を定款に設けることは不要であると考えます。

したがって、**当社取締役会は、本株主提案に反対**いたします。

⑧豪州のM&Aに関する情報開示に係る定款変更の件

ア. 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

イ. 反対の理由

当社グループは、前中期経営計画より海外事業を注力事業として推進してまいりました。

2021年度から2023年度における中期経営計画では、海外事業の目標として、グループ総売上の10%の売上規模の達成を掲げております。

海外事業のうちオーストラリアについては、当社として初めての本格的な海外M&Aにより進出した地域であり、現地に駐在員を派遣し綿密に連携を取りながら、PMI（買収後の統合作業）を遂行してまいりました。その後も当初の計画どおり住宅用ガレージドア事業から産業用シャッター事業まで確実に事業領域を拡大しております。

本株主提案は、BX BUNKA AUSTRALIA PTY LTD. について、その売上高、営業利益及び当期純利益に相当する金額を1年に1回以上の頻度で開示すること等について当社現行定款に新たに規定を設けることを求めるものですが、当社の注力事業や業績等の情報開示の内容については、その時々に応じて適切に判断すべきであると考えており、会社の根本規則である定款に規定することは、かえって柔軟な経営情報の開示を妨げるものであり、不適切であると考えております。

したがって、**当社取締役会は、本株主提案に反対**いたします。

以 上

別紙 1：提案株主 i からの本株主提案の内容

以下の議題、提案の要領および提案の理由は、当該株主から提案された株主提案書の原文のまま記載しております。

第 1 提案する議題

- 1 自己株式取得の件
- 2 社外取締役の員数に関する定款変更の件

第 2 議案の要領及び提案の理由

- 1 自己株式取得の件

(1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数6,564,168株、取得価額の総額金7,122,122,280円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

当社は2022年8月4日の取締役会決議において、2022年8月31日から2023年3月30日までの期間に発行済株式総数（自己株式を除く）の13.1%、8,800,000株を上限とし、取得価額の総額上限を70億円とする自己株式の取得を決議し、これに基づき2023年3月13日までに合計6,381,800株を取得価額69億9989万5733円で取得しており、当社が株主還元の拡充及び資本効率の向上に向けた対策を実施している点は一定の評価が出来るものです。2022年8月4日以降の当社の株価は緩やかな上昇傾向にあったものの、市場は当社の対策がまだ不十分であると評価しているものと言えます。そこで、更なる当社の株主還元の拡充及び資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数（自己株式を除く）の約10%を自己株式として取得し、会社法第178条に基づき消却する施策を採用すべきと考えます。

- 2 社外取締役の員数に関する定款変更の件

(1) 議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第22条を下記の通り変更する。

変更前	変更後
(員数) 第 22 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名以内とする。当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。 <u>2 (新設)</u>	(員数) 第 22 条 当会社取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名以内とする。当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。 <u>2 当会社の取締役の過半数は、会社法第2条第1項第15号に規定する社外取締役とする。</u>

(2) 提案の理由

コーポレートガバナンス・コード原則4-8は、「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも3分の1以上選任すべきである。また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライ

ム市場上場会社は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。」と規定しています。また、コーポレートガバナンス・コード原則4-7は、独立社外取締役の役割・責務の一つとして、「経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること」を挙げています。

当社は、取締役12名のうち社外取締役は4名となっており、3分の1以上の要件は満たしているものの、より積極的に取締役の過半数を社外取締役とすることで、資本効率を上げ、株主還元を図り、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制を整えることができると考えます。

また、社外取締役の人数のみならず、社外取締役の資質についても、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与することができる人材が必要であり、この点、高度の経験とスキルを有するアナリストの登用を検討すべきと考えます。

「アナリストとして高い経験とスキルを持つ人材」の登用は、外部投資家・株主の目線を取締役会にもたらすと同時に、健全なリスクテイクを通じた企業価値向上に資する効果的な手段と考えます。本来、上場企業の取締役会と投資家・株主は企業価値の長期的な向上という同じ目標を共有しながら、不幸にも日本においては両者が対立的な構図でとらえられることも少なくありません。上述の経験・スキルを持つ取締役が取締役会の議論・意思決定に参画することは、健全なリスクテイクと資本配分、そして市場とのより良いコミュニケーションを通じて取締役会と株式市場の関係を本来の建設的なものにすると考えます。しばしば銀行出身者や会計士が取締役のスキルマトリックスのファイナンス部分を担うと説明されますが、「健全なリスクテイク」を促す観点からは会計や負債市場の専門性だけでは不十分であり、そこにエクイティ市場の専門家を登用する意義があるものと考えます。

以上

別紙2：提案株主 ii からの本株主提案の内容

以下の頭書き、議題、提案の内容および提案の理由は、議案ごとに整理し、当該株主から提案された株主提案書の原文のまま記載しております。

- 1 後記の提案する議題を、当社の第77期定時株主総会における会議の目的とすること。
- 2 後記の提案する議題、提案の内容及び提案の理由を株主総会招集の通知及び添付の参考書類に記載すること。

第1 提案する議題

1. 剰余金処分の件
2. 剰余金処分の件（大和ハウス株式の現物配当）
3. 総会の招集者及び議長に係る定款変更の件
4. 取締役会議長に係る定款変更の件
5. 取締役会長の廃止に係る定款変更の件
6. 代表権を有する取締役の個別報酬開示に係る定款変更の件
7. 代表権を有する取締役に対する業績連動報酬の計算方法の開示に係る定款変更の件
8. 豪州のM&Aに関する情報開示に係る定款変更の件

第2 提案の内容

以下の3から8の議案（以下「定款変更議案」という。）については、定款変更議案及び本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決または否決により、定款変更議案として記載した各章または各条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、定款変更議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。下記の各株主提案の詳細な説明は、<https://stracap.jp/5930-BUNKA/>又は株式会社ストラテジックキャピタルのホームページ右上の特設サイトリンク<https://stracap.jp/>を参照されたい。なお、各株主提案において記載する会社数値は（単体）と記載がない限りは全て連結計算書類に基づいている。

1. 剰余金処分の件

（1）配当財産の種類 金銭

（2）配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

127円から、第77期定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案に基づく普通株式1株当たり配当金額、当社定款39条に基づいて第77期定時株主総会の開催日までに2023年3月期末の剰余金の処分（処分の予定を含む。）として当社取締役会が決定した普通株式1株当たりの配当金額及び2023年3月期普通株式1株当たりの中間配当金額21円（これらを合計したものを以下「会社配当金額」という。）を控除した金額を、会社配当金額に加えて配当する。

第77期1株当たり当期純利益金額から小数点以下を切り捨てた金額（以下「実績EPS」という。）が127円と異なる場合は冒頭の127円を実績EPSに読み替える。

なお、配当総額は、当社の第77期定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

（3）剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第77期定時株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は、第77期定時株主総会で承認される本議案以外の議案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

2. 剰余金処分の件（大和ハウス株式の現物配当）

（1）配当財産の種類

大和ハウス工業株式会社（証券コード：1925。以下「大和ハウス」という。）の普通株式（以下「大和ハウス株式」という。）600,000株（以下「現物配当財産」という。）

（2）現物配当財産の帳簿価額の総額

19億2000万円（2022年6月21日付有価証券報告書における「貸借対照表計上額」）

（3）配当財産の割り当てに関する事項

（a）基準株式数：

当社普通株式121株あたり、大和ハウス株式1株を割り当てる。

（b）金銭分配請求権：

基準株式数を有する株主は、大和ハウス株式に代えて、会社法第455条第2項および会社計算規則第154条の規定に従い算定される額に相当する金銭を交付することを当社に対して請求することができる。同請求権の行使期間は、第77期定時株主総会の開催日を始期として、同開催日から1ヶ月を経過する日を終期とする。

（c）基準未満株式（上記（a）に満たない株式をいう）：

基準未満株式を有する株主には、大和ハウス株式を割り当てない代わりに、会社法第456条の規定に従い算定される額に相当する金銭が支払われるものとする。

（4）剰余金の配当が効力を生じる日

第77期定時株主総会の開催日から2ヶ月を経過する日。

なお、本議案は、第77期定時株主総会で承認される本議案以外の議案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

3. 総会の招集者及び議長に係る定款変更の件

現行の定款の第15条及び第16条を以下のとおり変更する。

現行定款

（総会の招集者）

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により代表取締役である会長がこれを招集する。

会長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位に従い他の取締役がこれに当たる。

（総会の議長）

第16条 株主総会の議長は会長がこれに当たり、会長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位に従い、他の取締役がこれに当たる。

変更案

（総会の招集者）

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により代表取締役である社長がこれを招集する。

社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位に従い他の取締役がこれに当たる。

（総会の議長）

第16条 株主総会の議長は社長がこれに当たり、社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位に従い、他の取締役がこれに当たる。

4. 取締役会議長に係る定款変更の件

現行の定款の第27条を以下のとおり変更する。

現行定款

(取締役会規定)

第27条 法令または本定款のほか、取締役会の運営については、取締役会の定める取締役会規定による。

変更案

(取締役会規定)

第27条 法令または本定款のほか、取締役会の運営については、取締役会の定める取締役会規定による。

前項にかかわらず、取締役会の議長はあらかじめ取締役会において定めた社外取締役がこれに当たり、当該社外取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位に従い、他の社外取締役がこれに当たる。社外取締役全員に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、社外取締役以外の取締役が議長となる。

5. 取締役会長の廃止に係る定款変更の件

現行の定款の第28条を以下のとおり変更する。

現行定款

(役付取締役および代表取締役)

第28条 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長および取締役相談役各若干名を定めることができる。

当会社を代表すべき取締役は取締役会の決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。

変更案

(役付取締役および代表取締役)

第28条 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を定めることができる。

当会社を代表すべき取締役は取締役会の決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。

6. 代表権を有する取締役の個別報酬開示に係る定款変更の件

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第8章 役員報酬の開示

(代表権を有する取締役の個別報酬開示)

第43条 当会社は、代表権を有する取締役に対して前事業年度に報酬として支給した金額（非金銭報酬を含む。）を、当会社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書において個別に開示する。

7. 代表権を有する取締役に対する業績連動報酬の計算方法の開示に係る定款変更の件

現行の定款に以下の条文を新設する。

(業績連動報酬の計算方法の開示)

第44条 当会社が、代表権を有する取締役に対して前事業年度に業績連動報酬を支給した場合、当会社は当該報酬金額（非金銭報酬を含む。）の算定方法を、当会社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書において個別に開示する。

8. 豪州のM&Aに関する情報開示に係る定款変更の件

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第9章 M&Aの成果の開示

(M&Aの成果の開示)

第45条 当社は、2018年3月に連結子会社化したBX BUNKA AUSTRALIA PTY LTD（旧社名：Arc Pac Garage Doors Pty Ltd）の売上高、営業利益および当期純利益に相当する金額を1年に1回以上の頻度で開示する。

具体的な開示方法のほか前項に定めのない事項については、取締役会の決議によって決定する。

第3 提案の理由

1. 剰余金処分是件

本件は、当期純利益全てを配当金とすることに加え、今後の中長期的な資本政策として配当性向100%が採用されることを期待した提案である。

当社の自己資本比率は2022年3月末現在で48.7%である上、当社の保有する現預金と有価証券等から借入金等（イン・ザ・マネー状態の転換社債型新株予約権付社債は除く）を引いたネットキャッシュは2022年3月末現在で371億円に上り、これは2023年3月末現在の時価総額の4割を超えている。

また、当社のROE及びPBRは同じくシャッターを中心に取り扱う総合建材メーカー大手に対して、長期間にわたって劣後している。

従って、当社がこれ以上自己資本を増加させてもROEの低下、ひいてはPBRの低下を引き起こすだけであり、会社内に資金を留保する必要はない。事業に係る投資は有利子負債を活用し、当期純利益は株主に還元することが株主価値向上につながる。

2. 剰余金処分是件（大和ハウス株式の現物配当）

提案株主は政策保有株式を一切保有すべきでないと考えているが、本議案ではまず保有する合理性が明らかに乏しくかつ金額の大きい大和ハウス株式の現物配当を求めている。

この点、大和ハウスの山田裕次常務執行役員は、今年の株主総会において、「取引先が大和ハウスの株式を売却しようとしても取引の縮減等で売却を妨げることはしない」と明言している。

当社は、大和ハウス株式の保有目的を「良好な関係の維持、強化」とし、定量的な保有効果の記載は困難であるが保有の合理性を検証していると開示している。しかし、大和ハウスの意向を無視した当社の株式保有目的は単なる思い込みに過ぎず、不合理である。

当社は、単なる思い込みを「合理的」と判断する当社独自の判断基準を速やかに見直すべきである。そして、政策保有株式の保有が不合理であることを正しく認識し、大和ハウス株式を含む全ての政策保有株式を処分すべきである。

3. 総会の招集者及び議長に係る定款変更の件

本議案を含む以降の3議案は、取締役会長である潮崎敏彦氏（以下「潮崎氏」という。）が持つ当社の経営に対する影響力を排除することを企図している。

まず、潮崎氏が当社の社長に就任した2016年4月のPBRは約1.1倍であったが、2018年以降、当社の株価は解散価値を下回ることが常態化し、2023年3月末現在のPBRは約0.8倍となっている。

潮崎氏は、このように株価を低迷させた当事者かつ責任者であるにもかかわらず、次号以降の議案の提案理由に記載したとおり、企業価値が何であるかさえ理解しておらず、株価低迷に対する危機意識も抱いていない。これらに鑑みると、潮崎氏は当社の企業価値向上に資する人物ではない。

そこで、潮崎氏が取締役を退任し、会長として担っているその役割を適切に他の取締役に移譲すべく、本議案ではまず、株主総会の招集及び議長権限を、取締役会長から取締役社長に変更することを提案する。

4. 取締役会議長に係る定款変更の件

本議案では取締役会議長を社外取締役に限定すること企図している。

そもそも経営の監督と執行を分離する取締役会設置会社の目的に立てば、取締役会における監督機能の発揮のために、社外取締役が議長としてその議事進行を担うことがふさわしい。

また、後述するとおり、当社は2018年、豪州においてM&Aを実施したが、これは株主価値向上の観点から見れば失敗と言わざるを得ない。にもかかわらず、当社経営陣はこれについてなんら説明を行わないままである。本来であれば、取締役会において徹底的に分析を行い、未来の事業投資の教訓とすべきところ、これが放置されてきたことは、M&Aの執行にばかり注力し、取締役会の担うべき監督機能がないがしろにされていた証左である。

取締役会議長を社外取締役として、取締役会の監督機能を強化することで、適切な経営の執行を担保し、当社の中長期的な株主価値向上に寄与すると期待できる。

5. 取締役会長の廃止に係る定款変更の件

本議案は潮崎氏の取締役退任を企図した提案である。

潮崎氏は、「企業価値とは何か」という提案株主の質問に対して「売上高の額、利益の額、従業員の数など全て含めて企業価値」と回答し、また、当社の株価が解散価値未満であるという事実に対しても、何ら危機感を抱いていない。

株価が解散価値未満の水準である上場企業の存在が問題視され、変革が求められていることは周知の事実である。それにもかかわらず、潮崎氏は企業価値の意味さえ理解せず、株価が解散価値未満であることを恥じていない。潮崎氏は「当社がプライム市場に上場していることは適当だ」と語るが、潮崎氏はプライム上場企業の経営者として失格である。

従って、会長職を廃止し、潮崎氏に取締役からの退任を促すことで、当社の株主価値向上を図るべきである。

6. 代表権を有する取締役の個別報酬開示に係る定款変更の件

本議案は、当社の代表取締役である潮崎氏と小倉博之氏（以下「小倉氏」という。）の報酬開示を求めている。

本議案は、まず、当社の最高経営責任者を特定することを企図している。すなわち、潮崎氏と小倉氏の報酬を個別に開示することで、会長と社長いずれの責任が重く、そして責任に見合った報酬を得ているかを明らかにすべきである。

さらに、本議案は、当社の報酬に関するガバナンスを改善することも目的とする。当社では各取締役に対する個別報酬額の決定は代表取締役に一任されており、当社の代表取締役は、指名・報酬委員会の諮問を経るものの、自らの報酬額の決定を委ねられている。また、指名・報酬委員会の審議内容は何ら開示されておらず、同委員会によるガバナンスの実効性は不透明である。

以上を踏まえ、当社は代表取締役の報酬を個別に開示し、報酬に関するガバナンスの向上を図るべきである。

7. 代表権を有する取締役に対する業績連動報酬の計算方法の開示に係る定款変更の件

当社は、「企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的」として、役員賞与と株式報酬を「収益性指標」や「資本効率性指標」の達成度等により算出するとしている。

しかし、企業価値向上を掲げながら、参照する指標に株価指標は含まれておらず、また、参照する指標の具体的内容も開示されていない。

さらに、当社は2018年に新株予約権付転換社債を100億円発行し（以下「本CB」という。）、豪州の企業を買収したが、本CBの全額が株式に転換される見込みである。本CB発行が実現させた企業買収は、当社のROEを一時的に上昇させるが、それは本CBの転換がもたらす将来的な株式の希薄化やROE低下と引き換えに達成されるものである。

当然、一過性のROE上昇を根拠とした報酬の付与など言語道断であるが、現状、当社の開示はこのような非常識な報酬付与の可能性さえ否定していない。そこで、本提案を通じて報酬制度の詳細な開示を求める。

8. 豪州のM&Aに関する情報開示に係る定款変更の件

当社は2018年3月、総額約87億円を投じて豪州の建材会社を買収した。買収発表日の当社の時価総額が約715億円であったこと、買収のために同年8月に本CBを100億円発行するに至ったこと、そして本CBが全額株式に転換されると確実視されていることなどに鑑みると、当該買収は当社の経営に大きな影響を与えるものである。

しかし、2023年3月現在、当社は買収の成果について何ら具体的な開示を行っておらず、豪州とは無関係なベトナムと合算した「海外事業」の売上高と売上総利益を開示するのみである。提案株主は再三情報開示を求めてきたが、当社はこれを拒否している。これだけ大規模な買収を実施しながら、投資家に対して何も開示をしないのは、不誠実と言わざるを得ない。

当社は、豪州のM&Aについて適切かつ誠実に情報開示を行うべきである。そして、投資家から評価を受け、その評価を踏まえて次の投資へと歩みを進めていただきたい。

以 上